

2 / 2 国家戦略特区WGヒアリング 説明資料

- ・ ほ場整備事業の実績同意率 1
- ・ 不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度の概要 2

○ほ場整備事業の実績同意率

同意率	地区数
100%	44地区（59%）
95～100%	25地区（33%）
90～95%	6地区（8%）
平均：98%	合計：75地区

注：平成23年度に着手した農地整備事業（75地区）の実績

資料：農村振興局調べ

財産管理人制度の概要

- 所在不明所有者の土地については、不在者財産管理人制度や相続財産管理人制度によって選任された財産管理人が、所有者等に代わり、土地の処分や、土地改良事業に関する同意等を行うことが可能。

①不在者財産管理人制度

<適用>

- 従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合
- 不在者の配偶者、相続人、債権者等の利害関係人（土地改良事業の申請者等を含む）又は検察官が、不在者の従来の住所地の家庭裁判所に申立て

<一般的な手続の流れ>

- 家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、不在者財産管理人を選任
- 財産管理人は、不在者の財産を調査し、財産目録や管理報告書を作成し、家庭裁判所に提出
- 財産管理人は、不在者の財産を管理、保存し、定期的に財産状況を家庭裁判所に報告
- 必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、不在者に代わって土地改良事業への同意等を行うことも可能

〔民法第25条～第29条〕

②相続財産管理人制度

<適用>

- 相続人の存在、不存在が明らかでない場合（相続人全員が相続放棄をした場合も含まれる。）
- 被相続人の債権者等の利害関係者（土地改良事業の申請者等を含む）又は検察官が、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申立て

<一般的な手続の流れ>

- 家庭裁判所は、申立てにより相続財産管理人を選任
- 不在者財産管理人に準じた職務を行い、必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、土地改良事業への同意等を行うことも可能
- 2ヶ月後、財産管理人は相続財産の債権者・受遺者確認のための公告
- 2ヶ月後、家庭裁判所は、相続人搜索の公告
- 6ヶ月以上の期間満了時まで、相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定
- 財産管理人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして精算を行い、精算後残った財産を国庫に帰属させる。

〔民法第951条～第959条〕